

吸収合併に係る事前開示書面

2020 年 12 月 15 日

株式会社ナイガイ

株式会社N A P

2020 年 12 月 15 日

各 位

東京都港区赤坂七丁目 8 番 5 号
株式会社ナイガイ
代表取締役社長 今泉 賢治

東京都港区赤坂七丁目 8 番 5 号
株式会社N A P
代表取締役社長 後藤 禎丈

株式会社ナイガイによる株式会社N A Pの吸収合併に係る事前開示

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

株式会社ナイガイ（以下「吸収合併存続会社」という）及び株式会社N A P（以下「吸収合併消滅会社」という）は、2020 年 12 月 14 日開催の各社取締役会におきまして、2021 年 2 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」という）を実施することを承認し、吸収合併契約を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020 年 12 月 14 日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

上記 2 のとおり、該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後において当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。以上から、当社は本合併の効力発生日以後において、本合併により承継する債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 本書面の備置開始日後、本合併が効力を生ずる日までの間に上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始後、上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上



合併契約書

株式会社ナイガイ（以下「甲」という）と株式会社 NAP（以下「乙」という）とは、甲と乙との合併（以下「本合併」という）に関し、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

第2条（商号および住所）

甲および乙の商号および本店所在地は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商 号：株式会社ナイガイ

本店所在地：東京都港区赤坂七丁目8番5号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商 号：株式会社NAP

本店所在地：東京都港区赤坂七丁目8番5号

第3条（効力発生日）

本合併が効力を発生する日（以下「効力発生日」という）は、2021年2月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、本合併に際して、甲は、乙の株主に対して、その有する乙の株式に代わる株式その他金銭等の交付を行わない。

第5条（資本金および準備金の額）

甲は、本合併により、その資本金の額および準備金の額を増加しないものとする。

第6条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2021年1月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算に基づく一切の資金およ

び負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの期間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営するものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合は、予め甲および乙が協議し、合意の上これを実行する。

第9条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引継ぐものとし、従業員に関する処遇については、甲および乙が協議の上これを決定する。

第10条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から合併に至る間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙のいずれかの財産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、または甲もしくは乙のいずれかの財産もしくは経営状態に隠れたる瑕疵があることが判明したときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2020年12月14日

甲 東京都港区赤坂七丁目8番5号
株式会社ナイガイ
代表取締役社長 今泉 賢治



乙 東京都港区赤坂七丁目8番5号
株式会社NAP
代表取締役社長 後藤 禎丈



計 算 書 類

(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表

株式会社 NAP

貸借対照表

(2020年 1月31日 現在)

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	215,873	流 動 負 債	166,979
現金及び預金	23,943	買掛金	97,767
受取手形	8,798	短期借入金	50,000
売掛金	103,575	未払金	10,672
商品	79,356	未払費用	4,177
未収入金	341	未払法人税等	459
貸倒引当金	-140	未払消費税	3,904
固 定 資 産	2,935	負 債 合 計	166,979
有形固定資産	203	純 資 産 の 部	
建物	203	株 主 資 本	51,828
工具、器具及び備品	0	資本金	50,000
無形固定資産	721	利益剰余金	1,828
電話加入権	439	その他利益剰余金	1,828
ソフトウェア	282	繰越利益剰余金	1,828
投資その他の資産	2,011		
差入保証金	2,011		
		純資産合計	51,828
資 産 合 計	218,808	負債・純資産合計	218,808

損益計算書

(自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月31日まで)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		731,458
売上原価		559,713
売上総利益		171,746
販売費及び一般管理費合計		196,141
営業損失(△)		△ 24,395
営業外収益		
収入利息	1	
雑収入	21	21
営業外費用		
支払利息	734	734
経常損失(△)		△ 25,108
税引前当期純損失(△)		△ 25,108
法人税、住民税及び事業税	118	
法人税等調整額	770	888
当期純損失(△)		△ 25,996

株主資本等変動計算書

(自 2019年 2月 1日 至 2020年 1月31日)

(単位: 千円)

	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	27,824	77,824	77,824
当期変動額				
当期純利益	-	△ 25,996	△ 25,996	△ 25,996
当期変動額合計	-	△ 25,996	△ 25,996	△ 25,996
当期末残高	50,000	1,828	51,828	51,828

個 別 注 記 表

自 2019年2月1日
至 2020年1月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法 … 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について
貸倒実績率により計上しております。

4. 計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 … 税抜方式

その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,866千円